

災害に備え畑作物共済に加入しましょう

畑作物共済

加入のおすすめ



備えの種をまこう。



安心のネットワーク

NOSAI北海道

年産別支払共済金と金額被害率

畑作物共済は、自然災害等不慮の災害による経済的損失を補填し、経営安定を図るための制度です。災害に備え畑作物共済に加入しましょう。



加入対象作物は

加入区分が一括加入作物と選択加入作物に分かれています

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、ホップ、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、そばの計 10 作物です。用途や種類により類区分されています。

◇ 一括加入区分の作物

ばれいしょ 1 類 (でん粉加工用)
 ばれいしょ 2 類 (食品加工用)
 ばれいしょ 3 類 (種子用)
 ばれいしょ 4 類 (食用)
 ばれいしょ 9 類 (春期に播種する)
 大豆 1 類 (黒大豆以外)
 大豆 3 類 (丹波黒以外黒大豆)
 大豆 4 類 (えだまめ食品加工用)

大豆 5 類 (えだまめ食用)
 大豆 6 類 (田で耕作する)
 大豆 7 類 (畑で耕作する)
 大豆 8 類 (えだまめ)
 大豆 9 類 (黒大豆)
 小 豆
 いんげん 1 類 (手亡)
 いんげん 2 類 (金時・うずら)

いんげん 3 類 (大福・虎豆)
 いんげん 4 類 (べにばな)
 いんげん 5 類
 てん菜 1 類
 てん菜 2 類 (田で耕作する)
 てん菜 3 類 (畑で耕作する)

◇ 選択加入区分の作物

スイートコーン 1 類 (食品加工用)
 スイートコーン 2 類 (食用)
 スイートコーン 3 類

たまねぎ

かぼちゃ

ホ ッ プ

そば 1 類
 そば 3 類 (田で耕作する)
 そば 4 類 (畑で耕作する)

共済責任期間は

通常の圃場乾燥期間、圃場堆積期間も含みます

◇ 共済責任期間および終期基準

共済責任期間は、その地域の通常の発芽期（または移植期）から収穫する時までをいいます。
 終期基準は、その地域の90%以上の耕地が収穫を完了した日が共済責任期間の終期となります。

加入申込みをするには

加入の申込期限は、4月30日まで

類区分ごとに30アール以上を作付けする作物について、加入区分ごとに全ての作物について加入申込みをし、組合が承諾することによって加入することができます。

◇ 下記の事項に留意し、加入申込みをお願いします。

- ・加入申込期限（4月30日）を過ぎての加入はできません。
- ・気象上の影響などで作付け予定のない作物を作付けする可能性がある場合は、その作物も加入申込みをお願いします。
- ・加入申込み後に作付け予定作物に変更が生じた場合は、速やかに連絡をお願いします。

自動継続特約とは

特約を選択した場合、毎年の加入申込手続きが省力化されます。

共済金額（補償金額）は 経営安定を図るため、最高額の選択をお勧めします

共済金額＝引受収量（基準収穫量×補償割合）×単位当たり共済金額

作物の単位当たり共済金額は、国から示される告示額の中から組合員が選択することができます。

* 組合員ごとの基準収穫量＝

基準単収（過去5カ年のうち最高年と最低年の2カ年の単収を除く3カ年の平均）×引受面積

* 基準単収で、過去5年間のうち、実績のない年産については地域平均が代入されます。

* 経営所得安定対策の畑作物直接支払交付金のうち、数量払交付金申請（予定）の有無により、単位当たり共済金額が異なります。交付農業者が確認により交付農業者以外となった場合は、掛金の一部還付及び共済金の一部返還となりますので、承知願います。

また、畑作物直接支払交付金の面積払の交付を受けず数量払のみの申請を行ったときは、損害通知書の提出に併せてその旨申告をしてください。申告後に申告内容に変更がありましたら、修正申告をしてください。

共済掛金は

国が55%を負担し、残り45%が組合員負担共済掛金です

組合員負担共済掛金＝共済金額×掛金率－（共済金額×掛金率×55%※国負担分）

掛金率は、過去の被害状況（損害率）をもとに、危険段階(41区分)ごとに設定し、組合員ごとに適用する危険段階は、過去20年分の損害率に対し近年ほど重みを持たせた加重平均値で判定します。組合員ごとの区分は、毎年見直します。

◇ 共済掛金の払込期限は、7月20日まで

払込期限までに共済掛金の納入がない場合は、共済関係（引受）が解除となりますので、払込期限内納入にご理解ご協力をお願いします。

引受方式・補償割合は 作物の種類ごとに引受方式・補償割合が分かれています

◇ 全相殺方式（出荷数量等調査）

全ての耕地の増減収量を相殺した結果、その農家の基準収穫量の1割～3割または、2～4割（農業者が選択した補償割合に応じた割合）を超える減収量があるときに共済金が支払われます。

損害評価は、対象作物の種類ごとに定められた期日までに、収穫量の全量を組合が選定する出荷団体に出荷し、出荷団体からの出荷資料により収穫量を適正に確認できる場合と、対象作物の収穫量等必要な資料を記載した青色申告関係書類または白色申告における税務関係書類の帳票により収穫量を適正に確認できる場合に参加することができます。

（小豆・いんげんについては、原則、出荷数量調査及び青色申告関係書類か白色申告における税務関係書類の帳票の両方での確認が必要です）

9・8・7割補償が選択できる作物

ばれいしょ1類（でん粉加工用）	大豆1類（黒大豆以外）	大豆8類（えだまめ）
ばれいしょ2類（食品加工用）	大豆3類（黒大豆）	大豆9類（黒大豆）
ばれいしょ3類（種子用）	大豆4類（えだまめ食品加工用）	
ばれいしょ4類（食用）	大豆5類（えだまめ食用）	

8・7・6割補償が選択できる作物

いんげん1類（手亡）	小 豆	スイートコーン1類（食品加工用）
いんげん2類（金時・うずら）	ホ ッ プ	スイートコーン2類（食用）
いんげん3類（大福・虎豆）	た ま ね ぎ	そ ば
いんげん4類（べにばな）	か ぼ ち ゃ	いんげん5類

◇ 半相殺方式（圃場調査）

被害耕地にかかる減収量の合計（基準収穫量以上の被害耕地あるいは、被害申告のない耕地は基準収穫量で計算）が、その農業者の基準収穫量（全耕地の基準収穫量の合計）の2～4割（3～5割）（農業者が選択した補償割合に応じた割合）を超えるとときに共済金が支払われます。

損害評価は圃場調査で行います。

8・7・6割補償が選択できる作物

大豆1類（黒大豆以外）
大豆3類（黒大豆）

7・6・5割補償選択できる作物

いんげん1類（手亡） 小 豆
いんげん2類（金時・うずら）
いんげん3類（大福・虎豆）
いんげん4類（べにばな）

◇ 地域インデックス方式

農業者ごと、統計単位地域ごとに当該農業者の耕地が所在する統計データによる収穫量が、その農業者の統計データ平均（5年中庸3年）による基準収穫量の1～3割（農業者が選択した補償割合に応じた割合）を超えて減少した場合に共済金が支払われます。損害評価に使用する統計データは農林水産省が公表する農林統計単収を使用します。個人実績による損害評価ではありませんので、ご加入には留意願います。

9・8・7割補償

ばれいしょ9類（春期に播種する）	小 豆	そば3類（田で耕作する）
大豆6類（田で耕作する）	いんげん5類	そば4類（畑で耕作する）
大豆7類（畑で耕作する）	てん菜2類（田で耕作する）	スイートコーン3類
大豆8類（えだまめ）	てん菜3類（畑で耕作する）	た ま ね ぎ
		か ぼ ち ゃ

共済事故の対象は

作物の価格下落分は、共済の補償の対象になりません

風水害、干害、冷害、雨害湿潤害、ひょう害、凍霜害、その他気象上の原因（地震、噴火を含む）による災害、火災、病虫害、鳥獣害などです。

◇ てん菜（全相殺方式）の特定被害について

移植、発芽の間もない時期に風害、凍霜害、獣害により被害を受け、再移植、再播種や補植を行った面積がその耕地の50%以上または50アール以上あるときは、再移植等の作業を行う前後で現地評価を行い、一定の基準により共済金が支払われます。

被害発生時は

共済組合へ被害申告をお忘れなく

作物に被害が発生したときは、直ちに共済組合へ被害申告（事故発生通知）をしてください。組合では被害申告に基づいて必要な調査を行います。

- * 被害申告を行わず、収穫後に被害が大きいことがわかって、適切な調査ができないため、共済金をお支払いできませんので、ご留意願います。
- * 圃場調査終了後、収穫までに雨害湿潤害、凍霜害により被害が進行した場合は、再度、被害申告が必要です。

出荷数量等判明期日

全相殺方式は出荷数量等調査により損害の認定を行います

11月頃	ばれいしょ、小豆、いんげん、えだまめ、ホップ、たまねぎ（1回目共済金仮渡し）
12月頃	てん菜、スイートコーン、かぼちゃ、そば
2月頃	小豆・いんげん・ばれいしょ・たまねぎ（2回目共済金仮渡し）
3～4月頃	大豆1・3類
4月頃	小豆・いんげん（3回目共済金仮渡し）
6月頃	小豆・いんげん・ばれいしょ・たまねぎ（精算払い）

- * 損害認定のため、加入時に提出の「出荷計画書」、「出荷数量等の閲覧承諾書」を基に、組合から出荷団体等へ出荷数量の調査確認を行います。また、小豆、いんげんの調査は原則、青色申告関係書類か白色申告における税務関係書類の帳票の確認も併せて行います。

収量換算係数など

◇ 豆類規格外換算係数（小豆・いんげん）

異常災害により色流れ等（品質低下）が発生した場合、損害通知により異常粒の損害評価を実施し、3等品位（整粒65%以上）を基準として、整粒歩合又は、流通価格に応じて収穫量を換算します。

◇ 減耗加算（ばれいしょ・たまねぎ）

ばれいしょ・たまねぎの共済金仮渡し2回目以降の収穫量は、選果時期（12月以降）により減耗加算が適用となります。

◇ 用途変更による換算係数（ばれいしょ・たまねぎ・かぼちゃ）

当初の作物用途（類区分）から他の用途へ変更となった場合は、単位当たり共済金額の差に基づく換算係数により数量を換算します。

◇ 糖度による換算係数（てん菜）

出荷したてん菜糖度に対応する単位当たり共済金額を基準糖度に対応する単位当たり共済金額で除した数値を換算係数とし当年出荷数量に乗じて換算します。

共済金の計算例

全相殺方式の場合

◇ ばれいしょ・全相殺大豆・全相殺小豆・全相殺いんげん・てん菜（9・8・7割補償） 露地野菜・ホップ・そば（8・7・6割補償）

例：全相殺大豆1類（9割補償選択の場合）

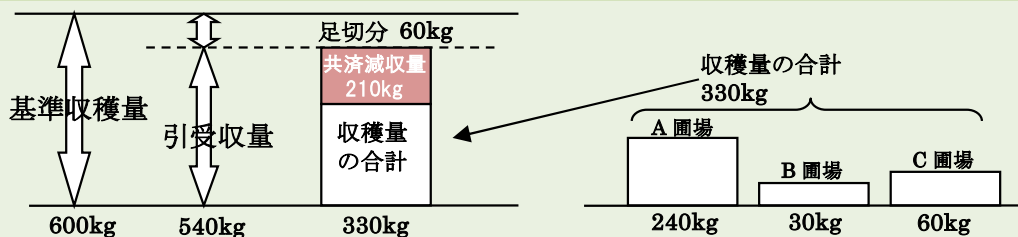
基準収穫量（600kg）＝引受面積：3圃場（30a＝A圃場10a＋B圃場10a＋C圃場10a）×基準単収（200kg）

引受収量（540kg）＝基準収穫量（600kg）×補償割合（90%）

実収量（330kg）＝A圃場【240kg】＋B圃場【30kg】＋C圃場【60kg】

共済減収量（210kg）＝引受収量（540kg）－実収量（330kg）

共済金（66,360円）＝共済減収量（210kg）×単位当たり共済金額（316円）



共済金の計算例

半相殺方式の場合

◇ 半相殺小豆・半相殺いんげん（7・6・5割補償）・半相殺大豆（8・7・6割補償）

例：小豆（7割補償選択の場合）

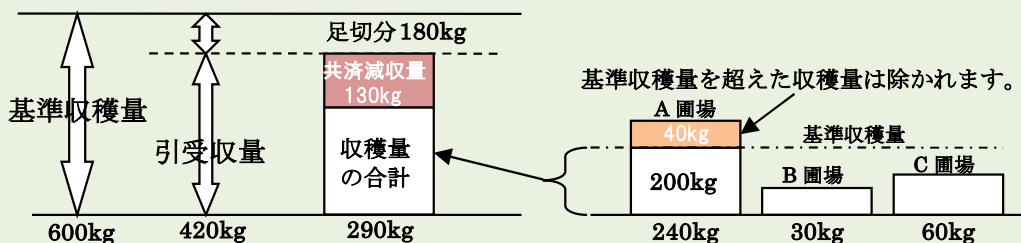
基準収穫量（600kg）＝引受面積：3圃場（30a＝A圃場10a＋B圃場10a＋C圃場10a）×基準単収（200kg）

引受収量（420kg）＝基準収穫量（600kg）×補償割合（70%）

実収量（290kg）＝A圃場【200kg＝（240kg－超過分40kg）】＋B圃場【30kg】＋C圃場【60kg】

共済減収量（130kg）＝引受収量（420kg）－実収量（290kg）

共済金（37,700円）＝共済減収量（130kg）×単位当たり共済金額（290円）



共済金の計算例

地域インデックス方式の場合（統計単位地域毎に計算）

◇ ばれいしょ・大豆・小豆・いんげん・てん菜・そば・スイートコーン・たまねぎ・かぼちゃ（9・8・7割補償）

例：小豆（9割補償） 以下、計算は同一統計単位地域内に作付けされた耕地と想定

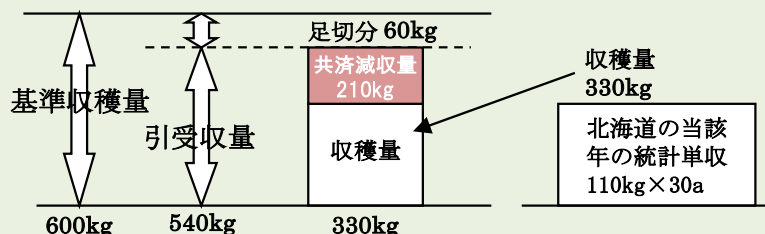
基準収穫量（600kg）＝引受面積：3圃場（30a＝A圃場10a＋B圃場10a＋C圃場10a）×基準単収（200kg）

引受収量（540kg）＝基準収穫量（600kg）×補償割合（90%）

収量（330kg）＝当該年産の統計単収（110kg）×引受面積（30a）

共済減収量（210kg）＝引受収量（540kg）－収量（330kg）

共済金（60,900円）＝共済減収量（210kg）×単位当たり共済金額（290円）



統計単位地域

市町村毎：ばれいしょ、大豆、てん菜、そば

北海道：えだまめ、小豆、いんげん、

スイートコーン、かぼちゃ

指定産地：たまねぎ

※指定産地以外の市町村は、北海道の統計単収を採用

支払共済金は

$$\text{支払共済金} = \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$$

- * 土壌管理・肥培管理の不適切または鳥獣害対策の不備による作物の減収（共済事故以外による減収）は、分割評価基準に基づき共済減収量から除かれます。（分割評価）
- * 適正な出荷数量が把握できない場合は、共済金が免責になることがあります。（重要事項説明書参照）
- * てん菜(全相殺方式)の共済減収量を算定するにあたり、糖度が加味されます。（換算係数参照）
- * 平成27年産からそばの規格外については、畑作物の直接支払交付金の対象外に変更されましたが、共済の収量基準は「食用として市場等に出荷できる品位のもの」であり、規格外品も収量に含みます。規格外品が交付金の対象外となること等を理由とした収穫放棄、廃棄および未出荷等がある場合は、適正な出荷数量等の把握ができないため、共済金の支払対象にはなりません。

経営所得安定対策関連

畑作物の直接支払交付金の面積払が、当年産の作付面積に基づき、数量払の内金として交付されることから、当年産の収入（収量）になります。

このため、支払われる共済金からこの分が控除され、共済金が減額になる場合があります。

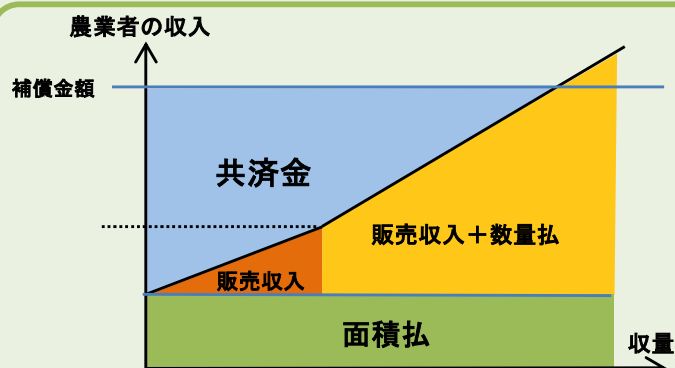
$$\text{共済金} = \text{補償金額} - (\text{販売収入} + \text{数量払} + \text{面積払})$$

- * 補償金額は生産によって得られる当年産の見込収入のうち、農業共済が補填する金額です。

* 単位当たり共済金額の選択が変更となる場合

引受収量が低く、補償金額が分岐点を下回る場合は、販売収入相当額のための補償となるため、交付農業者以外の単位当たり共済金額に変更いたします。なお、面積払の申請をしていない場合は、面積払部分も含め補償対象となるため、必ず損害通知書にて申請の有無をご報告下さい。

- * 種子用大豆及び種子用そばは、交付金の対象外のため交付農業者以外での引受けとなります。



共済金支払時期は 損害評価方法、出荷数量の判明期日によって分かれています

◇ 12月下旬

【精算払い】
豆類(半相殺)
えだまめ
ホップ
【仮渡し】
小豆(全相殺)
いんげん(全相殺)
ばれいしょ
たまねぎ

◇ 1月下旬

【精算払い】
てん菜
スイートコーン
かぼちゃ
そば

◇ 3月下旬

【仮渡し】
大豆(全相殺)
小豆(全相殺)
いんげん(全相殺)
ばれいしょ
たまねぎ

◇ 5月下旬

【仮渡し】
大豆(全相殺)
小豆(全相殺)
いんげん(全相殺)

◇ 7月下旬

【精算払い】
大豆(全相殺)
小豆(全相殺)
いんげん(全相殺)
ばれいしょ
たまねぎ

なお、地域インデックス方式については農林統計の公表日により、また、税申告関係書類で評価を行う全相殺方式については、各加入者の事業年度の終期により支払い時期が異なります。

近年の災害は

想定外の災害が、日本中で発生しています

平成28年

台風第7号、第11号、第9号、第10号及び前線による大雨・暴風

- ・8月16日～8月31日に発生した台風及び北海道地方に停滞した前線による大雨により、家屋倒壊や浸水などの水害による畑作物への甚大な被害（加工用ばれいしょ、スイートコーン、たまねぎなど）をもたらした。

熊本地震

- ・4月14日21:26に前震（M6.5）が発生し、最大震度7を益城町で観測。その後、4月16日に本震（M7.3）が発生し、熊本県益城町（2回目）、西原村で最大震度7を観測した。

平成29年

7月九州北部豪雨

- ・7月5日～6日、福岡県と大分県で集中豪雨。

平成30年

7月豪雨

- ・西日本豪雨とも。7月上旬に発生した豪雨災害。広島県、岡山県、愛媛県などに甚大な被害をもたらした。

北海道胆振東部地震

- ・9月6日3:08に発生した（M6.7）の地震。厚真町で震度7、札幌市東区や新千歳空港などで6弱を観測。苫東厚真火力発電所の緊急停止から発生したブラックアウトにより全道295万戸が停電となった。

令和元年

九州北部豪雨

- ・長崎県から佐賀県、福岡県までの広い範囲にかけて、長時間にわたる線状降水帯による集中豪雨が発生。

台風19号

- ・10月に発生した台風で、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらした。

令和2年

令和2年7月豪雨

- ・7月6日～8日にかけて九州地方を中心に猛烈な雨が降り、大雨特別警報が発表される。各地で降雨量の過去最大記録を更新する甚大な被害をもたらした。

令和3年

「災害級」の干ばつ

- ・北海道で、過去にない異常な干ばつが7月から8月上旬にかけて発生し、作物の生育停滞、収量大幅減などの甚大な被害をもたらした。

上記のように、いつ如何なる大災害が発生するかはわかりません。農業経営安定のためには、「恒常的な加入」が重要です。

是非とも畑作物共済のご加入の検討をお願いいたします。



お問い合わせ先

ご相談は、お近くのNOSAIまでお問い合わせください

みなみ統括センター	〒060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル15階	☎011-522-6570
石狩支所	〒067-0055	江別市篠津401番地4	☎011-382-5470
後志支所	〒044-0007	虻田郡倶知安町北7条東5丁目1番地2	☎0136-22-0264
道南支所	〒041-1214	北斗市東前74番地2	☎0138-77-8211
いぶり支所	〒059-1623	勇払郡厚真町新町214番地1	☎0145-27-3321
日高支所	〒056-0016	日高郡新ひだか町静内本町4丁目1番6号	☎0146-42-0904

道央統括センター	〒074-0001	深川市1条5番5号（2F）	☎0164-22-7070
空知中央支所	〒068-0007	岩見沢市7条東2丁目13番地	☎0126-22-0137
南空知支所	〒069-1341	夕張郡長沼町宮下1丁目1番1号	☎0123-88-3233
中空知支所	〒073-0022	滝川市大町1丁目5番14号	☎0125-22-2211
北空知支所	〒074-0001	深川市1条5番5号（1F）	☎0164-22-7111
上川北支所	〒095-0044	士別市東山町3343番地2	☎0165-23-4161
富良野支所	〒076-0043	富良野市字南大沼の2	☎0167-23-4830
上川中央支所	〒078-8208	旭川市東旭川町下兵村517番地	☎0166-36-2162
留萌支所	〒078-3711	苫前郡苫前町字旭40番地の5	☎0164-64-2591
宗谷支所	〒097-0001	稚内市末広4丁目2番31号	☎0162-33-6565

十勝統括センター	〒089-1182	帯広市川西町基線59番地28	☎0155-59-2006
十勝中部支所	〒080-2331	帯広市基松町基線35番地12	☎0155-63-2206
十勝南部支所	〒089-2106	広尾郡大樹町下大樹180番地1	☎01558-6-2141
十勝西部支所	〒089-0103	上川郡清水町字清水第1線50番地41	☎0156-62-2072
十勝北部支所	〒089-3708	足寄郡足寄町愛冠14番地20	☎0156-29-8800
十勝東部支所	〒089-5235	中川郡豊頃町中央若葉町23番地3	☎015-574-2421
十勝北西部支所	〒080-0573	河東郡音更町駒場南3番地4	☎0155-32-8010

ひがし統括センター	〒086-1106	標津郡中標津町西6条南11丁目6番地1	☎0153-77-9182
-----------	-----------	---------------------	---------------

オホーツク統括センター	〒099-0879	北見市美園497番地1	☎0157-66-6000
興部支所	〒098-1604	紋別郡興部町字興部772番地1	☎0158-82-2836
湧別支所	〒093-0731	紋別郡湧別町芭露194番地2	☎01586-6-2201
大空支所	〒099-2356	網走郡大空町女満別昭和149番地10	☎0152-74-3900

本所	〒060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル15階	☎011-271-7233
----	-----------	--------------------------	---------------